（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含み、その社債の募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類にロ(1)から(3)までに掲げる事項に相当する事項が記載されている場合を除く。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項

イ　財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

(1)　金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(2)　金銭消費貸借契約の相手方の属性

(3)　金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

(4)　財務上の特約の内容

ロ　財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項

(1)　社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(2)　社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

(3)　財務上の特約の内容

十二の三　提出会社が締結又は発行をした財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限若しくは償還期限の変更、財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があつた場合の効果に照らして軽微なものを除く。）又は財務上の特約に定める事由の発生があつた場合

次に掲げる事項

イ　前号イ(1)から(3)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる事項

ロ　弁済期限若しくは償還期限又は財務上の特約の内容の変更があつた場合には、当該変更の内容及び年月日

ハ　財務上の特約に定める事由の発生があつた場合には、その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

［十三～十九　略］

二十　連結子会社が、財務上の特約（当該連結子会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該連結子会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項

イ　財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

(1)　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

(2)　金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(3)　金銭消費貸借契約の相手方の属性

(4)　金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

(5)　財務上の特約の内容

［号を加える。］

［十三～十九　同上］

［号を加える。］